

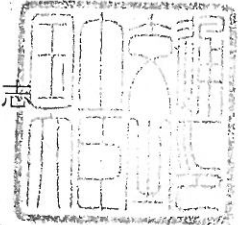
国海総第22号  
平成24年4月17日

交通政策審議会

会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣

前田 武志



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第149号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
株式会社 Aシップ	熊本県上天草市松島町阿村230番地1	1
株式会社 地球科学総合研究所	東京都文京区大塚一丁目5番21号	1
株式会社 ソフィア	徳島県徳島市中常三島町一丁目32番地の1	1
エヌ・ティ・ティ・ワールドエンジニアリングマリン 株式会社	神奈川県横浜市神奈川区出田町1番地	2